

第十九回国 参議院法務委員会會議録第二十六号

昭和二十九年四月二十八日(水曜日)午前十時三十七分開会

委員の異動

本日委員高橋道男君辭任につき、その補欠として中山瀧藏君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 郡 祐一君

理事 上原 正吉君
宮城タマヨ君

委員 龜田 得治君
小野 義夫君
中山 瀧藏君
棚橋 小虎君
一松 定吉君

國務大臣 木村篤太郎君

政府委員 法制局長官 佐藤 達夫君
二部長 野木 新一君
保安庁次長 増原 惠吉君
保安庁長官 上村健太郎君

事務局側 常任委員 西村 高兄君
会専門員 眞道君
常任委員 堀

本日、の會議に付した事件

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密

保護法案(内閣送付)

○委員長(郡祐一君) 只今から委員会を開会いたします。

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案(予備審査)を議題に供します。

○龜田得治君 本法案につきましてはいろいろ問題点がたくさんございまして、細かい点は後に譲りまして、本日は最初でありますので、特に重要な点について直接の担当の大臣から考え方を質してみたい、こう思います。

先ず最初に本法案とMSA協定との關係について一つ質したいと思っております。その第一点はMSA協定の第三条の一項によりますと、第一項の終りのほうに、「両政府の間で合意する秘密保持の措置を執るものとする。」という言葉がございまして、恐らくこの言葉に基いてその後のいろいろな措置がとられたものと考えますが、これはほかの委員会でも、幾らか論議があつたようでありまして、私としても重ねて、これは明白にしておきたいのであります。これはどういふ意味のことか、もう少し詳しく御説明を願いたいと思つております。

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今御質問のアメリカとの間の相互防衛援助協定の第三条の第一項、後段の、「両政府の間で合意する秘密保持の措置」、この「措置」とは如何なる意味を有するかという御質疑であります。この「措置」とは、秘密を保持するに適當なる手段方法を指しておるものと承しております。

○龜田得治君 秘密を保持するに適當なる手段方法、少し具体的なになりましたが、その手段方法は必ずしも法律を作ることでない、法律を作らなくとも、秘密保持が十分できる、まあ政府がこういう法律を出しておられる以上は、法律を作らなければ駄目なんだというお考えであるということ、想像はできるのですが、若し仮に、こういう法律を作らなくても、もつといふ方法があるということであれば、その手段方法でよろしいはずだと考えますが、そう解釈していいですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) これはアメリカと日本とが、おの／＼自国の適當と考えられる方法、措置を、その國で委せられておるわけでありまして、従いまして、今仰せになりますように、法律以外に、より以上の措置がとられれば、それをもつても差支えないという意味であります。

○國務大臣(木村篤太郎君) さようでありまして、手続方法には少し私どもが考えてみて、非常に細かいこともたくさんあるわけですが、恐らくそういう細かいことまで合意しなければならぬと思つてお尋ねするわけですが、そうしたらなんですか、秘密保持に關する措置の全部と、こういうことですか。そうすると非常に細かいことまで入つて来ますよ。例えば政令事項とか、そういうもの、そういうようなものは常識上は考えられないのですが、条約文の言葉の上だけでは明確じやない、まあこれが日本の主権との關係の問題がやはり相當論ぜられておりますから、私は聞くわけなんです。ほかの場合だつたら特にこれはお聞きする必要はないのです。そんな細かいことまでできるわけはないでしようし、その限界をどの程度考えられてきた条文であるかということをお聞きしていいのです。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は先刻申し上げました通り、その措置そのものを言うのでありまして、措置の内容までを指すものとは了解しておりませぬ。法律なら法律によるということなれば、それに合意すればそれで足りるのであります。

○龜田得治君 そうするとどういふ手段をとるか、法律の手段で行くのか、或いはもつとほかの行政手段で行くのか、そういうこと、合意、こういう意味ですが、その内容については触れない……。

○國務大臣(木村篤太郎君) 一々内容に触れるものとは了解しておりませぬ。

○龜田得治君 それに關連してMSA協定の附屬書Bですね、Bによりまして、この資料の第二行目になるところ

ありとすれば、それによつても差支えないというふうな考えます。

○龜田得治君 そうすると、最後に結論としては、この措置ということには必ずしも法律を作ることでない、言葉の上だけではそういうふうな解釈してよろしいですね。

○國務大臣(木村篤太郎君) さようであります。

○龜田得治君 それからその措置の上についておる形容詞でございまして、「両政府の間で合意する」とこの「合意」ということがはつきりしておるようで、少し不明確に感ずる点もあるのですが、「秘密保持の措置を執る」とこのことは勿論条約上の義務ですが、そのとられる具体的な「措置」ですね。措置の細かいことまで内部両政府が合意しなければならぬ、こんなことはまあ常識上これは考えられないのです。従いましてその「合意する」というのは、その「措置」の中のどの程度の範囲を一体考えられておる意味でしようか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 秘密保持に關する手段方法そのものを指しておると我々は了解しております。

○龜田得治君 手段方法そのものと言いましても、手続方法には少し私どもが考えてみて、非常に細かいこともたくさんあるわけですが、恐らくそういう細かいことまで合意しなければならぬと思つてお尋ねするわけですが、そうしたらなんですか、秘密保持に關する措置の全部と、こういうことですか。そうすると非常に細かいことまで入つて来ますよ。例えば政令事項とか、そういうもの、そういうようなものは常識上は考えられないのですが、条約文の言葉の上だけでは明確じやない、まあこれが日本の主権との關係の問題がやはり相當論ぜられておりますから、私は聞くわけなんです。ほかの場合だつたら特にこれはお聞きする必要はないのです。そんな細かいことまでできるわけはないでしようし、その限界をどの程度考えられてきた条文であるかということをお聞きしていいのです。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は先刻申し上げました通り、その措置そのものを言うのでありまして、措置の内容までを指すものとは了解しておりませぬ。法律なら法律によるということなれば、それに合意すればそれで足りるのであります。

○國務大臣(木村篤太郎君) 一々内容に触れるものとは了解しておりませぬ。

○龜田得治君 それに關連してMSA協定の附屬書Bですね、Bによりまして、この資料の第二行目になるところ

から、「アメリカ合衆国において定められていた秘密保護の等級と同等のものを確保するものとし、」と云うふうで書いてある。アメリカで秘密の等級というものがきまつておる。それと同じような段階を設けて、その秘密を確保する、云々云々おるのです

が、これはすでに内容に入つて来てい

るのである。単なる手段と云うことではないでしよう。むしろ手段だといふのであれば、こんなことは何もここで触れる必要がない。手段だけを合意するんだということ

で、附屬書Bが、MSA協定三条一項をもちと具体化したものだといふことであれば、附屬書Bでは立法の方法で行くんだ、或いはほかの方法で行くんだと、そういうことを証つたらいい。ところがいきなりここに内容的なものが入つて来てるのです。そういった

と云うのは、そんな手段だけのことを言つておるにも思えないのです。が、どうですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 我々は、これは内容に触れておるものとは考えておりません。つまり秘密を保持すべき対象物について、単に等級を附するだけのものと了解しておるのであります。

○龜田得治君 これはどういふ秘密保護法を見てもいふ／＼等級を付けておられます。極秘事項とか或いは普通の秘だとか、いろ／＼な等級を付けておる、そういう問題にこれは触れて来ておるわけでしょう。だから私はやはりMSA協定三条第一項の「合意」といふのは、その措置の中のものよりは重要なものについては合意すると、云々云々

味ではないかと思ふのです。がどうなんですか。私はこれは内容だと思ふのですが、あなたは対象だと思つておるのです。対象といふのはつまり内容です。普通の法律であればその内容としてこれは包含して来るような事項ですからね。

○國務大臣(木村篤太郎君) これは取扱上に関する等級だけでありまして、措置について法律によるか、或いは慣例によるかといふようなことについての取扱いを書いたものではないと了承いたしております。

○龜田得治君 それではまあこの点はその程度にしておきましょう。どうも不明確な点がありますが、更にこれは最終の締め繰りまでにもう一度お尋ねしたいと思ふますが、そこで内閣府の間で合意すると、云々云々おるのです。が、今までにこの合意といふものはどういふ程度に行われたものでしょうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 法律上の手続によるものと了解しております。

○龜田得治君 いや法律上の手続によるといふふうにはアメリカと合意したのですか。了解しておるといふのじやいけません。了解しておるといふことを合意したことがあるかどうかといふので

○國務大臣(木村篤太郎君) 両当事者国において法律によるということをお互いに了解し合つておられますから、ここに合意が成立したと解釈しておるのであります。

○龜田得治君 そういう合意はいつされましたか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は直接外務当局でもありませんからいつい

かといふことは申上げることはできませんが、相互の当事者間において了解しておるといふことはつきり申上げて差支えなからうと思ひます。

○龜田得治君 それはMSA協定が締結調印されたどうせ直後ではないかと云うのはまだ国会を通つておらんわけですが、そう確かな日はわからなくとも調印から間もない頃、云々云々おるのです。

○國務大臣(木村篤太郎君) 間もなくかどうかは、私は只今そのほうの担任じやないからわかりませんが、少くとも現在に至るまでの間に成立したものと承しております。

○龜田得治君 若しそういうことであれば、このMSA協定、まあこれはその目のはつきりしないとおつしやるわけですが、外務大臣にこれは確めなければならぬ点ですが、それなら初めからその危険を防止するため秘密保持の立法をする、云々云々おるのです。

○國務大臣(木村篤太郎君) 置とかでね。特にそういう合意がその後なされるというふうな、必要性のあるような法律行為であれば、それはなせそういうふうになされたので、これはまだ国会を通過しておらんわけでしょう。国会通過前にそういう合意が一体されていのかどうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) この条約が通つて初めてそういう措置といふものが日本政府としてはできることになるわけでしょう。この効力が発生すれば、効力発生前にそういう合意はしてあるというなら、内容がすでにわかつておるわけでしょう。私どもとして非常におかしいと思ふ。おかし

いじやなしに非常に国会の審議権との

関係もある、云々云々原案を出しておるのです。中味はすでに適當な措置ではなしに法律なんだ。云々云々約束をしておるといふのはおかしな

○國務大臣(木村篤太郎君) その点どうお考えになりますか。

○政府委員(上村健太郎君) この法律を起案しますについては、法律の案文等を示して合意をしたことはございませ

ん。併しながら日本政府といたしましては、アメリカ合衆国政府と法律を作るといふようなことについての直接の

条約上の義務はございませぬが、秘密保持の措置をとるためには、日本政府

といたしまして法律を出すことが適當だと、法律を出さなければこの条約上の義務を、約束を履行することができないと考へまして法律を出したのでございませぬが、法律の内容につきましても、この秘密を守るべき防衛秘密の範圍、これは附屬書Bにございませぬが、この「同等のものを確保する」といふよ

うな内容のものについては、どういふような内容のものを法律に盛り込まなければならないことについては、米政府、米

國側と協議をいたしております。但し法律の構成要件、犯罪の構成要件その他或いは罰則等につきましては協議いたしたことはないものであります。た

だ単にこの秘密保持の措置をとりま

○國務大臣(佐藤達夫君) それはお言葉の表に現われたところは全くその通りであります。ただ、その表に現われたところと申しますのは、まあ政府の身になつてお考えを頂きたいと思ひますが、云々云々重要な一つの協定を調印しようといふときに、その中に内閣府の合意云々といふような文句がある。ところが一体この合意の内容として相手方がどんなことを考へておるのか、そのくらいの見当はつけてお

きませんと、やす／＼とこれを引受けて調印をする。そうしてあとで向うの

○國務大臣(木村篤太郎君) 私の申上げておるのは、少し角度が違つておるのです。つまりこの両政府の間で合意する措置、云々云々のものを今政府が国会の承認を求めていらつしやるわけでは

たといふようなところまでは行つておらんと思ひます。

ります。その意味で大体の見当でお互いが話してみても了解するということ事実上の行動がこれは当然とらるべきことであつて、今御説明申上げておるのは無論その事実上の話合いのことを申上げておるわけでありませう。

○亀田得治君 それでは丁度法律が成立する前に、例えば政令の案というふうなものをお出しになることがあつて、それと同じ扱いでいいのです。こういう秘密保護法を何でこんなに早く出して来るのですか。これは単にMSA協定を審議する際に、このMSA協定第三条の第一項にこういうことがあつて、一体日本政府はこの協定が成立したらこれはどういう取扱いをするのか、こう質問が出たときに実は大体こういう構想でおります。こういうふうな話し合つております。そうして出して初めこの法案というものは出せるのでしよう。これは法案に賛成、反対は抜きにして、こういう出し方は、私は行き過ぎだと思つて、事実上そういうことをされていくことは、これは政治的に私も了解できますが、まだ政府の権限のないことでは、こういう意味では基本的な協定というものが成立しないうちにその内容に関する法律がこころへ一緒に通つて、若しこれが秘密保護法が先に通つて、MSA協定が否決されたらどうなるのです。国会のことです。それからどうするか。金くそれはちんぷんかんぷんなことになつてしまふ。私はそういうことになりませう。これはどうもあとの審議がちよつと続けられないような感じになるのです。これは総理大臣でも来てもう少し……これは基本的な問題で

す。越権も甚だしいものだと思つて。今長官は政府の身になつてもお考え願ひたいという。それは事実上のことであつて、そんなことは私も参考は聞いたらいいと思つて、而もMSA協定の審議の際に参考は聞いたらいいと思つて。これは私はどうも納得がいかない。外務大臣が副総理でも来てこの点の一つつ解明を願ひたいと思つて、もう少しはつきり……。

○政府委員(佐藤謙夫君) 亀田委員は法律家でありませうから、私のお答えは一番よく、総理大臣或いは外務大臣よりもよくわかつて頂けるといふ自信を以て申上げるわけでありませうが、今の点もこれもお言葉の表では全く御尤ものように拝聴いたします。併しやはりこの条約そのものも国会の御承認を得なければならぬ、法律そのものも国会に御制定を願わなければならぬというものでございませうからして、只今の政令の場合とは少し角度が違ふものと考へております。従いまして条約の御承認を求めると同時に提案いたしておる以上は、それに関係してこういう法律も是非御制定頂きたいということ、実はこれを両方お出しすることが、むしろ国会の審議権を尊重するゆえんである。これは私も予算と法律との関係においていつもお叱りを受けていることで、ときどきは今の亀田委員のような論理を拝借いたしました。併し、これは利用させて頂いて例もありませんけれども、例えば今度の予算の関係が、予算が先に出て大体予算の重要な部分を占めるところの自衛隊法はなせ出さないのであるとお叱りを受けておるわけでは、そういうときは亀田さんのおつしやるようなことを実は多少利

用いたしました。御弁明申上げておりますけれども、国会の御審議権という点からいたしますと、これは両方お出しするほうがこれを尊重するゆえんだらう、卒直に申してさう思つております。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(郡祐一君) 速記を始めて。暫時休憩いたします。

午後六時開会

○委員長(郡祐一君) 委員会を再開いたします。本日はこれにて散会いたします。次回は明後三十日午前十時より開会いたします。

午後六時一分散会

昭和二十九年五月十二日印刷

昭和二十九年五月十三日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局